

評 定 書

評定 CBL TS002-13 号

ツカ・カナモノ株式会社

代表取締役社長 井上 政秀 様

平成 31 年 1 月 31 日付で評定（更新）依頼された下記の案件について、一般財団法人ベターリビング評定等規程第 8 条に基づき、木質構造評定委員会（委員長：安村 基（農学博士））において審査した結果、本件は、依頼者が提案する評定の対象とする技術に基づいて設計及び施工をすることにより、対象とする構造に所定の性能が得られるものであると評定する。

記

1. 件 名

厚さ 24mm 構造用合板 2 級床板/厚さ 30mm 構造用単板積層材連結材及び補強材/CN50 くぎ打ち/鋼製束支持床システムを枠組壁工法建築物の 1 階床版に用いた場合の長期許容耐力

2. 評定事項

構造用単板積層材の長期許容応力度は、平成 13 年国土交通省告示第 1024 号に規定する値とする。構造用合板の長期許容応力度は、木質構造設計規準・同解説（日本建築学会 2006 年）設計資料 IV 日本農林規格構造用合板の基準特性表 4.8 に示される基準許容応力度を用いる。

構造用合板と構造用単板積層材の CN50 くぎ接合部の長期許容一面せん断耐力は、2018 年枠組壁工法建築物構造計算指針（社団法人日本ツーバイフォー建築協会）第 3 章構造計算手法 3.3 接合部及び耐力壁の設計 3.3.1 接合部の許容耐力、降伏耐力、剛性、終局耐力で計算したくぎ接合部の長期許容一面せん断耐力を用いる。

積載荷重 1800N/m² 時の床システム構成部材の応力度及び接合部耐力を、木質構造接合部設計マニュアル（日本建築学会）4. 接合を利用した部材の設計 4.1 せん断接合具を利用した組立梁 4.1.2.1 等分布荷重を受ける組立梁の設計式を用い計算し、構造用単板積層材の長期許容応力度、構造用合板の基準許容応力度及びくぎ接合部の長期許容一面せん断耐力以下となり、平成 13 年国土交通省告示第 1540 号第 4 第 10 号を満足するものと評定する。

3. 評定区分 一般評定

4. 有効期限 2024 年 3 月 13 日

第 1 回更新 2019 年 3 月 8 日

初回発行日 2014 年 3 月 14 日



一般財団法人 ベターリ

理事長 井上 俊之

